

広島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年一月十六日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町上里原字赤名谷下平乙五一四四、乙五一四五、五一四六、五一五〇、五一の一、五一五三、五一五四、五一五九、五一六〇、五一六三、五一六四、五一六六、字赤名谷上平五一八五、五一九九、五一〇九、五一二二の二、五一二三の二、五一二七、甲五一二〇、乙五一三〇、甲五一三三の一、乙五一三一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)